

神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂

事業計画書

団体名	公益財団法人 神奈川芸術文化財団
-----	---------------------

※ 記載にあたっての留意事項

原則、次のとおりとしてください。

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- ・ 両面印刷又は両面コピーとしてください。
- ・ ページ数が複数となる書類については、通し番号（表紙から1/〇とし、以降2/〇、3/〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入）を中央下に表記してください。
- ・ 記載欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

団体の概要

(令和7年3月現在)

ふりがな 団体名	こうえきざいだんほうじんかながわげいじゆつぶんかざいだん 公益財団法人神奈川芸術文化財団			
所在地	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町3-1	電話番号	045(663)3711	
代表者	理事長 磯崎 功典	F A X	045(663)3714	
設立年月日	平成5年10月25日			
沿革	<p>平成5年10月25日：神奈川県的全額出捐により設立。（基本財産6億円）</p> <p>平成6年4月1日：神奈川県民ホールの管理運営を県より受託</p> <p>平成7年4月1日：県立音楽堂及びかながわアートホールの管理運営を県より受託</p> <p>平成14年4月1日：利用料金制度の導入</p> <p>平成18年4月1日：県民ホール及び音楽堂を指定管理者として運営</p> <p>平成20年4月1日：県立新ホール「神奈川芸術劇場」開設準備業務を県より受託</p> <p>平成22年4月1日：公益財団法人へ移行。KAAT 神奈川芸術劇場を指定管理者として運営</p> <p>平成28年4月1日：県民ホール・芸術劇場・音楽堂を指定管理者として3館一体運営</p> <p>令和3年4月1日：県民ホール・芸術劇場・音楽堂を指定管理者として3館一体運営</p>			
業務内容	<p>(公益目的事業)</p> <p>芸術文化の創造、振興、鑑賞普及及び施設の運営事業、 芸術文化の情報収集提供、調査研究及び人材育成事業</p> <p>(収益事業)</p> <p>駐車場及び売店の運営、その他公益目的を推進するために必要な事業 等</p>			
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県民ホール、KAAT 神奈川芸術劇場、県立音楽堂の3館を指定管理者（制度開始以前は管理運営受託）として運営。音楽、演劇、舞踊公演、美術展等を多数自主制作。 ・文化庁（芸文振）「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」に拠点施設として採択 ・「読売演劇大賞」「岸田国土戯曲賞」「三菱UFJ信託音楽賞」「地域創造大賞（総務大臣賞）」等、受賞歴多数 			
財政状況 (過去3年間について記入してください)	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入(売上)	2,791,048千円	2,775,920千円	2,760,221千円
	総支出(支出)	2,605,277千円	2,868,164千円	2,747,015千円
	当期損益	176,638千円	△106,217千円	△2,224千円
	累積損益	711,560千円	605,342千円	603,118千円
応募に関する担当連絡先				
ふりがな 氏名	[REDACTED]		部署・職名	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]	F A X	[REDACTED]	電子メール
	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]

I サービスの向上について		
1	指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等について	
	指定管理者としての基本方針等	
	ア 2館一体での指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方について	5
	イ 業務の一部を委託する場合の業務内容等について	13
2	施設の維持管理について	
	施設及び設備の維持管理に関する業務	
	2館一体運営を踏まえた人員配置の工夫や効率的な施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備の維持管理業務についての実施方針について	14
3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について	
	(1) 2館一体運営を踏まえた事業実施、サービス向上等の取組	
	ア 2館の特性を最大限に活かした、バランスの取れた文化芸術事業の総合的な企画・制作についての実施方針、内容等について	16
	イ 2館の広報等の共通業務の一体化による運営の内容等について	33
	(2) 県の文化行政と一体となった主催事業の実施に関する業務	
	ア かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政との一体的な取組方針等について	36
	イ 県民ホール（本館）が休館となる中で県民の芸術文化への参加・鑑賞機会を継続的に提供するための取組内容について	39
	ウ 長期継続的視点、高度・専門的知識の蓄積・活用を踏まえた主催事業の実施方針、内容等について	40
	エ 外部資金獲得に向けた取組内容等について	42
	(3) サービス向上及び利用促進の取組	
	ア より多くの利用を図るために実施する事業の運営方針、内容等について	44
	イ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等について	49
	ウ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等について	52
	エ 障害者への配慮（手話言語条例への対応等）について	54
	オ 観光客等への対応について	56
	カ 貸館事業の実施方針、内容等について	57
	キ 利用料金の設定、減免の考え方について	59
4	事故防止等安全管理について	
	(1) 通常時の安全管理	
	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容について	60

(2) 緊急時の対応		
ア 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を 認知した際の対応方針について	...	63
イ 急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に対する職員研修等につい て	...	65
5 地域と連携した魅力ある施設づくりについて		
(1) 地域との連携、地元企業への業務委託等		
ア 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の 取組内容について	...	66
イ 県民ホール（本館）の休館後、再開を見据えた、各市町村の文化資源との協働体 制、ネットワークの構築を目指す取組内容について	...	69
ウ 地域企業等への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組 内容について	...	70
II 管理経費の節減等について		
6 節減努力等について	...	71
III 団体の業務遂行能力について		
7 人的な能力、執行体制について		
(1) 執行体制及び委託業務のチェック体制		
ア 指定期間を通じて、2館一体により効果的・効率的に指定管理業務を行うための人 員配置等の状況について	...	72
イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況について	...	74
(2) 人材育成や労働環境確保等	...	75
8 財政的な能力について	...	80
9 コンプライアンス、社会貢献について		
(1) コンプライアンスのための体制	...	81
(2) 環境への配慮	...	82
(3) 障害者等への配慮	...	84
(4) 社会貢献活動等への取組	...	87
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護について		
(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があ った場合の対応状況及び再発防止策構築状況について	...	93
(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱 いの状況について	...	95
11 これまでの実績について		
(1) これまでの管理運営等の実績の状況について	...	96
(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無について	...	108

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等について

○ 指定管理者としての基本方針等

ア 2館一体での指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方について記載してください。

県民ホール（本館）が休館する中で、市町村や文化芸術団体との連携・協働により、本県文化芸術の広域拠点施設としての役割を果たす取組等についても記載してください。

はじめに

公益財団法人神奈川芸術文化財団は、芸術文化の創造と普及を県立文化施設の運営と一体的に実施することを目的に平成5年に設立され、平成18年度（芸術劇場は平成22年度）以降は、県民ホール、芸術劇場、音楽堂の3館の指定管理者として、3館の一体的な指定管理業務や神奈川県の文化施策に基づく公演、調査事業の実施等を通じて、地域の文化振興に貢献してまいりました。

その間に培われた実績や人材・機能等の蓄積をもとに、神奈川県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」、公の施設としての役割を定める施設設置条例、令和6年3月に改定された「かながわ文化芸術振興計画」等が示す政策環境の変化や芸術文化への期待の拡大に応じて、神奈川県の文化政策の一翼を担う文化芸術財団としての立場から、2館の指定管理業務（第5期指定管理期間：令和8年度～10年度）に関する提案を行います。

なお、本書の記載に当たっては、下記の略称で記させていただきます。

■ 各施設の略称

神奈川県立県民ホール（本館）	= 県民ホール
神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）	= 芸術劇場
神奈川県立音楽堂	= 音楽堂
公益財団法人神奈川芸術文化財団	= 財団

1) 指定管理業務に関する基本方針

財団はこれまで、次の3つの立場から神奈川県文化振興のために活動してきました。今後もこの立場を堅持し、より効果的・効率的に、かつ適正に業務を遂行していきます。

- ・財団は、県の文化政策の一翼を担う専門組織として、芸術文化の創造と普及を県立文化施設の運営と一体的に実施していきます。（財団設立趣意書より）
- ・公益法人として、芸術文化に関する事業を公益目的事業として実施していくとともに、寄付金に関する税制優遇措置を活用します。（定款、公益認定より）
- ・神奈川県主導第3セクターとして、県に準じた透明性の高い組織運営を行っています。

また財団は、令和元年6月の財団理事会において、設立趣意書・定款に沿って、芸術文化の振興を担う法人が社会に果たすべき役割を明確にするため、「理念」と「ミッション」を定めました。さらに令和6年6月の理事会において、基本的な考え方を維持しながらも、財団を取り巻く社会環境の変化に合わせて「理念」と「ミッション」を含む<ビジョン 2030>として策定し直し、すべての役職員の行動指針として財団全体で共有しています。

財団は、第5期指定管理期間において、<ビジョン 2030>における「理念」と「ミッション」に基づき、県民ホール休館後も芸術文化の創造・発信と振興を継続・推進し、また「ともに生きる社会」の実現に取り組むため、神奈川県と一体となって業務を実施していきます。

■ 財団の「理念」と「ミッション」

* 「理念」

財団は、その目的、根幹となる考え方を「理念」として以下のとおり掲げます。

神奈川芸術文化財団の「理念」

- ・私たちは、その想像力と創造性を活用し、芸術文化の価値を高めます。
- ・私たちは、芸術文化の力で、地域に生きる人々の心を豊かにし、幸福な社会の実現に貢献します。

*「ミッション」

財団は、この「理念」のもとに、次のように「ミッション」を定めています。この4つのミッションは、理念に向き合う私たちの姿勢であり、それに基づき多面的な価値の創出をめざすものです。

第5期指定管理業務の提案に当たっても、この「理念」と「ミッション」の実現を通じて、指定管理者としての役割を果たせるよう、活動を立案し実施します。

財団の役職員全員が「ミッション」を心に刻み、県民の方々に向け、また、多様な観客、アーティスト、実演家、芸術団体等に向けて、芸術文化の振興のために力を尽くします。

○ 「創造に挑む」

- ・ 芸術文化の価値を追求します。
- ・ 多様な価値観や美意識、表現の自由に基づく作品を創造します。
- ・ 公共文化施設における新たなモデルを追求します。
- ・ 私たちの活動のすべてに創造性を発揮します。

○ 「感動を分かち合う」

- ・ 私たちの活動のすべてにおいて、あらゆるバリアを取り除くことを推進します。
- ・ 広く県域に向けて豊かな芸術文化の体験を届けます。
- ・ あらゆる人々が主体的に鑑賞し、体験し、創造する喜びを享受できるようサポートします。
- ・ 広く社会に向けて芸術文化に関する価値ある情報を発信します。

○ 「つねに考える」

- ・ 私たちの社会や未来はどうあるべきか、
私たちは社会とどのように関わっていくのか、
人々や社会、芸術文化にとって大切なものとは何か、
私たちの活動によって問い続けます。

○ 「未来につなぐ」

- ・ 私たちは芸術文化を次世代へ継承します。
- ・ 事業活動において、環境負荷を減らし、持続可能な取組を推進します。
- ・ 私たちの活動に共感し支援してくださるサポーターを獲得します。
- ・ 芸術文化の担い手の育成を行います。

2) 第5期指定管理業務に期待される役割

第5期指定管理業務に期待される役割を以下のように考え、取り組みます。

(以降、県民ホール休館に伴い、県内各地で実施する事業を「県域展開事業」と称します。)

芸術劇場

- ・ 高度な舞台創造機能（専門人材とそのノウハウやネットワーク、舞台技術設備）を活かし、県民の多様な鑑賞ニーズや社会の要請に応える、優れた演劇・ダンス・ミュージカル・現代美術作品を創造・上演（展示）する。
- ・ 劇場法の趣旨に則った創造型劇場としてのモデルを体現するために、先進的な取組を続けていく。

音楽堂

- ・ 日本初の公立音楽専用ホールである歴史を継承しながら、木のホールの特性を活かし、県民に親しまれる音楽堂として、多彩な音楽プログラムを制作し提供する。
- ・ 神奈川県指定重要文化財として、その価値を守り、県民と共有する。

2館共通

- ・ 施設の魅力・特性を活かして、多様な利用者による上演を誘致し、県民に多様な鑑賞機会を提供する。
- ・ 県民に芸術文化への参加の機会を提供し、またそれを支援する。
- ・ 海外との文化交流等を通じ、国際性を養い、また多文化共生の理解を促進する取組を行う。
- ・ 県民すべてが心豊かに暮らす力を得ることの出来る、社会の「広場」となる。
- ・ サービス水準の維持向上を図り、効果的・効率的な運営を行う。

県域展開事業

- ・ 県民ホール休館を受け、またその再開を見据えながら、県域全体を芸術文化の鑑賞と参加・創作の場とし、県民と芸術文化とを繋ぐ活動を行う。
- ・ 県域各地で、芸術文化の振興を通じ地域の活性化とにぎわいの創出を目指す。
- ・ 神奈川県と共に実施する「神奈川県美術展」のあり方を改めて検討する。

全体共通（社会連携ポータル部門を中心に対応）

- ・ これからの舞台芸術を担う専門人材やアーティストの育成を行う。
- ・ 次代を担う子どもたちや若者に、上質な鑑賞機会や参加の機会を提供する。
- ・ 様々な鑑賞サポートやバリアフリーの取組により、障害者や高齢者、また貧困や社会的養育のもとにある子どもたちを含め、あらゆる人々が芸術文化に親しめる環境の構築を目指す。
- ・ 県内各地域、また周辺地域の文化施設や芸術団体等とネットワークを構築し協働を図る。

3) 第5期指定管理業務における重点テーマ

本指定管理業務に期待される役割を踏まえた上で、財団は、これまで担ってきた県民ホール、芸術劇場および音楽堂の3館一体運営の経験を活かしながら、中長期的視点に立って「新かながわグランドデザイン」ならびに「かながわ文化芸術振興計画」に示される重点課題に取り組み、神奈川県文化振興に寄与することを旨として、以下の4点を重点テーマとした提案を行います。

1 全県域との連携促進一繋がりの実現

- *神奈川県下の各地域において、それぞれの地域ニーズを聞き取りながら、各自治体や芸術団体と連携して事業を企画・実施し、広く県民に芸術鑑賞機会や創造体験を届けます。また、県民ホールにおける多様な音楽・美術事業創作のレガシーや第4期指定管理期間に発足した社会連携ポータル部門で培った県域連携の取組を活かし、全県を活動の場として豊かな創造に挑みます。
- *芸術劇場が創造・発信する質の高い作品の巡演を県内外各地で実施します。

2 2館の特色を活かした上での運営の一体的な推進

- *芸術劇場は芸術劇場芸術監督のリーダーシップの下、音楽堂は音楽芸術参与による監修を受けながら、それぞれの個性・特性をより強く打ち出した企画立案を行い、館のブランディング強化を目指します。
- *芸術劇場では、中華街や元町など地域コミュニティとの連携により、また音楽堂においては、横浜・紅葉ヶ丘地区の文化施設連携による地域活性化に取り組みます。
- *より有効かつ的確な運営を目指し、これまで積み上げてきた一体的な運営のノウハウを活かしながら、またさらなる共通機能の一体化を行います。

3 あらゆる人々へのひらかれた場の実現

- *「ともに生きる社会」を目指し、社会連携ポータル部門を中心に、高齢者や障害者、また子ども、若者に向けた鑑賞サポート等の拡充やあらゆるサービスのユニバーサルデザイン化推進など、事業や運営のインクルーシブネスを高めていきます。
- *広く県域で、その地域のニーズに合った芸術鑑賞機会や創造体験を届けることを目指します。
- *芸術愛好家のためだけではない、あらゆる人々のための芸術文化の提供を目指します。

4 変化する社会環境への対応と未来への視点

- *「ともに生きる社会」をつくるための、持続可能な社会インフラストラクチャーとしての公立文化施設のモデルを追求します。
- *常に変化する情報セキュリティ環境に対応する体制を確立します。
- *子ども、若者が、芸術鑑賞や創造を体験する機会創出に一層取り組みます。
- *芸術文化を支える専門人材の育成に積極的に取り組みます。
- *財源の多様化を図るため、寄付金の拡充をはじめとする外部資金の獲得に注力します。

4) 提案を力強く推進するためのリーダーシップ体制

文化事業における質の高さ、芸術性を担保し、神奈川からの芸術文化の創造・発信を強化するために、演劇分野（芸術劇場）には芸術監督を置き、その方針のもとに、また音楽分野（音楽堂）には芸術参与を置き、その監修を受けながら、それぞれの個性・特性をより強く打ち出した企画立案を行います。

県域展開事業においては、音楽、演劇等各分野の専門性に加え、展開する場所の地域性やその地域において求められる役割が異なることから、芸術面においては芸術監督・芸術参与の助言を得ながら、あわせてそれぞれの地域に精通した識者等の意見も取り入れ、事業展開を行っていきます。

また、日本を代表する企業の CEO 経験者が理事長を務めており、その指導のもと、組織改革や施設運営、特にサービス向上や安全対策などを、大胆に採り入れていきます。

■ 神奈川芸術劇場 芸術監督（演劇分野）

長塚圭史 劇作家・演出家・俳優

■ 神奈川県立音楽堂 芸術参与（音楽分野）

沼野雄司 音楽学者・桐朋学園大学音楽学部学部長

■ トップマネジメント

理事長（代表理事） 磯崎功典 キリンホールディングス株式会社 代表取締役会長 CEO



長塚圭史

(撮影：細野晋司)



沼野雄司